

## 沖縄県教育委員会訓令の一部改正（沖縄県教育委員会の所管に属する 会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程等）

総務課  
県立学校教育課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第4条第1項第2号及び沖縄県教育庁事務決裁規程第5条第1号の規定に基づき、統括監専決により処理したので、同規則第6条の規定により報告する。

### 1 訓令の概要

会計年度任用職員の勤務条件等について必要な事項を定めた教育委員会訓令

- (1) 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程
- (2) 外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程

### 2 改正の経緯及び必要性

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則が改正されたことに伴い、教育委員会の会計年度任用職員に関する規程を改正する必要がある。

### 3 改正の概要

- (1) 夏季休暇を付与する期間「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改める。
- (2) これまで無給休暇であった「妊産婦の保健指導及び健康診査」及び「妊娠中の通勤緩和」を有給休暇に改める。
- (3) この訓令は、令和3年3月19日から施行する。

### 4 公布日（公報登載日）及び施行年月日

公布日 令和3年3月19日

施行年月日 令和3年3月19日

### 5 根拠法令

- (1) 地方公務員法
- (2) 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例
- (3) 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則

### 6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

## 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><b>沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）新旧対照表</b></p> <p>(年次休暇以外の有給休暇)</p> <p><b>第10条</b> 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 6月以上の任用の期間が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員で1年間の勤務日数が47日以下であるものを除く。）が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の6月から10月までの期間内における3日の範囲内の期間</p> <p>(11) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 所属長の定める勤務時間の範囲内（離島の勤務公署に勤務する女性の会計年度任用職員が交通機関等の事情により所属長が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合にあつては、その都度必要と認められる時間の範囲内）で、妊娠満23週までにあつては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあつては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあつては1週間に1回、産後1年までにあつてはその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合にあつては、いずれの期間についてもその指示された回数）を限度として、その都度必要と認められる時間</p> <p>(12) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 所属長が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間</p> <p>(無給休暇)</p> <p><b>第11条</b> 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p>	<p>(年次休暇以外の有給休暇)</p> <p><b>第10条</b> 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 6月以上の任用の期間が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員で1年間の勤務日数が47日以下であるものを除く。）が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月から9月までの期間内における3日の範囲内の期間</p> <p>(新設)</p> <p>(無給休暇)</p> <p><b>第11条</b> 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p>

(1)～(11) 略

(削る。)

(1)～(11) 略

(12) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 所属長の定める勤務時間の範囲内（離島の勤務公署に勤務する女性の会計年度任用職員が交通機関等の事情により所属長が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合にあっては、その都度必要と認められる時間の範囲内）で、妊娠満23週までにあっては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあっては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあっては1週間に1回、産後1年までにあってはその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）を限度として、その都度必要と認められる時間

(12) 女性の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づき指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ない場合 必要と認める期間

(削る。)

(14) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 所属長が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

2・3 略

2・3 略

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

新旧対照表

外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程（令和2年沖縄県教育委員会訓令第3号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(年次休暇以外の有給休暇)</p> <p><b>第9条</b> 所属長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 6月以上の任用の期間が定められている外国語指導助手又は6月以上継続勤務している外国語指導助手が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の6月から10月までの期間内における3日の範囲内の期間</p> <p>(11)～(12) 略</p> <p>(13) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の外国語指導助手が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 所属長の定める勤務時間の範囲内（離島の勤務公署に勤務する女性の外国語指導助手が交通機関等の事情により所属長が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合にあっては、その都度必要と認められる時間の範囲内）で、妊娠満23週までにあっては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあっては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあっては1週間に1回、産後1年までにあってはその間に1回（医師等の特別の指示があった場合にあっては、いずれの期間についてもその指示された回数）を限度として、その都度必要と認められる時間</p> <p>(14) 妊娠中の女性の外国語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 所属長が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間</p> <p>(無給休暇)</p> <p><b>第10条</b> 所属長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p>	<p>(年次休暇以外の有給休暇)</p> <p><b>第9条</b> 所属長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 6月以上の任用の期間が定められている外国語指導助手又は6月以上継続勤務している外国語指導助手が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月から9月までの期間内における3日の範囲内の期間</p> <p>(11)～(12) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(無給休暇)</p> <p><b>第10条</b> 所属長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p>

(1)～(9) 略  
(削る。)

(1)～(9) 略

(10) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の外国語指導助手が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 所属長の定める勤務時間の範囲内（離島の勤務公署に勤務する女性の外国語指導助手が交通機関等の事情により所属長が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合にあっては、その都度必要と認められる時間の範囲内）で、妊娠満23週までにあっては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあっては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあっては1週間に1回、産後1年までにあってはその間に1回（医師等の特別の指示があった場合は、いずれの期間についてもその指示された回数）を限度として、その都度必要と認められる時間

(11) 女性の外国語指導助手が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ない場合 必要と認める期間

(12) 妊娠中の女性の外国語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 所属長が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

2 (略)

2 (略)

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

## < 参照条文 >

### ○地方公務員法

(会計年度任用職員の採用の方法等)

第二十二條の二 次に掲げる職員(以下この条において「会計年度任用職員」という。)の採用は、第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

- 一 一 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職(第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。)(次号において「会計年度任用の職」という。)を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの
  - 二 二 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの
- 2 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。
  - 3 任命権者は、前二項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。
  - 4 任命権者は、会計年度任用職員の任期が第二項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
  - 5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。
  - 6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。
  - 7 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。

### ○沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例

(非常勤職員の勤務時間及び休暇)

第18条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間及び休暇は、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が別に定める。

### ○会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則(令和2人事委員会規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。)の勤務時間及び休暇の基準に関し必要な事項を定めるものとする。